

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年10月29日（火） 第9641号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥獣保護区の区域の指定（587）（自然共生課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥獣保護区の存続期間の更新（588）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	特定猟具使用禁止区域の指定（589）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	開発行為に関する工事の完了（3件）（590～592）（西部総合事務所環境建築局）・・・ 6
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・・・・・・・・ 7

告 示

鳥取県告示第587号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき、妻鹿野鳥獣保護区を指定したので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 鳥獣保護区の名称

妻鹿野鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

八頭郡八頭町に所在する鳥取森林管理署扇ノ仙国有林7林班、8林班、309林班、310林班、311林班、323林班、324林班、325林班及び326林班の区域（面積668ヘクタール）

3 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

この区域は、鳥取県東部北側にある扇ノ山（標高1,310メートル）の南部に位置し、積雪の多い奥山地域である。周辺部の森林は集落から離れ、人が侵入し難く、ブナ等の冷温帯の落葉広葉樹天然林が多く残り、多様な植物相を有する極相林を有している。森林性の野生鳥獣の生息地として良好な生息環境が維持されており、多様な鳥獣が生息し、森林鳥獣生息地として重要な場所となっている。また、当該区域内には扇ノ山登山道、キャンプ場「八東ふるりの森」が整備され、森林レクリエーション、野鳥観察の場として多くの県民に利用されている。

このため、鳥獣の生息・繁殖に重要な区域として、また、鳥獣の観察を行うことが出来るよう鳥獣の生息地を保全するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

鳥取県告示第588号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針
道後山 鳥獣保 護区	鳥根県と鳥取県との境界と県道横田多里線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、広域基幹林道窓山線に至り、同林道を南西に進み、農道新田線に至り、同農道を南西に進み、日野郡日南町上萩山奥萩部落から同町新屋新山部落に通じる平吹越山道に至り、同山道を南方及び南西に進み、林道野富線に至り、同林道を南東に進み、広域基幹林道窓山線に至り、同林道を東方に進み、町道坂郷線に至り、同町	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで	鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。 特定外来生物種のソウシチョウが確認されており、監視を続ける。 また、ニホンジカの生息域が県西部へ拡大しており、隣接県と情報共有を密にしつつ、第二

	<p>道を東方に進み、国道183号に至り、同国道を南方に進み、峠根橋で津久谷川に至り、同川を南方に進み、日野川地域森林計画区日南町424林班と425林班の境界に至り、同境界を東方に進み、423林班と424林班の境界に至り、同境界を東方に進み、422林班と423林班の境界に至り、同境界を東方に進み、423林班と若松鉾山跡との境界に至り、同境界を東方に進み、423林班内の林相境界に至り、同境界を東方に進み、414林班と417林班の境界に至り、同境界を北東に進み、414林班と415林班の境界に至り、同境界を北方に進み、若松川に至り、同川を南東に進み、出立山道に至り、同山道を北東に進み、県道新見多里線に至り、同県道を東方に進み、奥日野広域農道に至り、同農道を南東に約3.7キロメートル進み、日南町豊栄字名谷山から字若杉を東西に横断する山道に至り、同山道を東方に進み、町道若杉線に至り、同町道を南方に進み、日野郡日南町豊栄若杉部落から岡山県新見市新郷油野に通じる三室越山道に至り、同山道を南東に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を西方及び南西に進み、鳥取県と広島県との境界に至り、同境界を北西及び西方に進み、民有林と土屋山国有林との境界に至り、同境界を南西及び北西に進み、鳥取県と島根県との境界に至り、同境界を北方に進み、土屋山国有林と民有林との境界に至り、同境界を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>		<p>種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画でのモニタリング調査等で監視しつつ、ニホンジカの生息状況に応じて個体数管理等の対策を推進していく。</p> <p>なお、鳥獣の生息に影響のない範囲で、登山など自然とのふれあいの場としての活用も検討していく。</p>
<p>日南湖 鳥獣保 護区</p>	<p>日野郡日南町菅沢地内の国道180号と県道阿毘縁菅沢線の交点を起点とし、同所から国道180号を北東に進み、中原橋に至り、同橋を渡り、菅沢川左岸に至り、同川左岸を東方へ進み、日南町菅沢字菅沢山と同町菅沢字内井ヶ瀬川向山の境界に至り、同所から菅沢山尾根を南東方向に進み、日南町と日野町との境界に至り、同境界を南西方向に進み、町道生山印賀線に至り、同町道を北方に進み、町道印賀古市線に至り、同町道を東方に進み、県道阿毘縁菅沢線に至り、同県道を東方及び南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>”</p>	<p>鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</p> <p>奥日野県立自然公園が大部分を占めており、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育の場として活用を検討していく。</p> <p>近年、特定外来生物種のソウシチョウが確認されており、監視を続ける。</p> <p>また、ニホンジカの生息域が県西部へ拡大しており、隣接県と情報共有を密にしつつ、第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画でのモニタリング調査等で監視しつつ、ニホンジカの生息</p>

		状況に応じて個体数管理等の対策を推進していく。
--	--	-------------------------

鳥取県告示第589号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和6年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
上野特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市立川町五丁目地内の県道鳥取国府線と西日本旅客鉄道株式会社山陰本線との立体交差を起点とし、同所から同線を北東に進み、市道滝山開拓1号線に至り、同市道を南東及び北東に進み、大沢池の南西端に至り、同池の周囲を北方及び南方に進み、同池の南東端（市道滝山開拓1号線）に至り、同市道を南方に進み、市道岩倉開拓線に至り、同市道を南東に進み、市道宮下14号線に至り、同市道を南西に進み、市道宮下4号線に至り、同市道を西方に進み、市道宮下7号線に至り、同市道を北西に進み、市道宮下6号線に至り、同市道を北東に進み、市道奥谷1号線に至り、同市道を西方に進み、区画道路28号線に至り、同市道を西方に進み、市道立川甕山線に至り、同市道を北西に進み、県道鳥取国府線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
千代川特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市河原町釜口地内の国道53号と県道八日市釜口線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み、県道鷹狩渡一木線に至り、同県道を北方及び北東に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北方に進み、鳥取市河原町布袋と鳥取市西円通寺との境界に至り、同境界を北東に進み、県道袋河原八坂線に至り、同県道を北東に進み、千代川右岸堤防に至り、同堤防を南東に進み市道河原円通寺線に至り、同市道を南西に進み、県道河原郡家線に至り、同県道を南東に進み、市道徳吉片山線に至り、同市道を南西に進み、八東川の左岸堤防に至り、同堤防を北西に進み、市道稲常德吉線に至り、同市道を南方に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を西方に進み、国道53号に至り、同国道を南西に進み、県道本鹿高福線に至り、同県道を南西及び南東に進み、市道高津原線に至り、同市道を南東に進み、国道53号に至り、同国道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	〃
郡家船岡八東川特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市河原町片山地内の市道徳吉片山線と県道河原郡家線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、県道鳥取郡家線に至り、同県道を東方に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北方に進み、久能寺用水路に至り、同水路を南東及び東方に進み、本谷川砂防河川に至り、同河川を東方に進み、国道29号に至り、同国道を南東に進み、八頭町大門と同町安井宿との境界に至り、同境界を南西に進み、八頭町大門と八頭町日下部との境界に至り、同境界を北西に進み、八頭町日下部と同町福井との境界に至り、同境界を南西に進み、国道482号に至り、同国道を北西に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北西に進み、市道稲常德吉線に至り、同市道を北方に進み、八東川の左岸堤防に至り、同堤防を南東に進み、市道徳吉片山線に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた	〃

	一円の区域	
八東川特定猟具（銃器）使用禁止区域	八頭町大門と八頭町安井宿との境界と国道29号との交点を起点とし、同所から同国道を南東及び東方に進み、県道津山智頭八東線に至り、同県道を南西及び西方に進み、県道才代船岡線に至り、同県道を北西に進み、国道482号に至り、同国道を北西に進み、八頭町日下部と同町福井との境界に至り、同境界を北東に進み、八頭町日下部と同町大門の境界に至り、同境界を南東に進み、八頭町大門と同町安井宿との境界に至り、同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	〃
佐治川ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市佐治町尾際地内の市道尾際線と市道呑谷線との交点を起点とし、同所から市道呑谷線を南東に進み、国道482号に至り、同国道を南西に進み、市道中線に至り、同市道を北方に進み、遊歩道2号線に至り、同遊歩道を北方及び南東に進み、遊歩道1号線に至り、同遊歩道を南方に進み、山王滝遊歩道に至り、同遊歩道を南東及び東方に進み、佐治川ダム管理道に至り、同管理道を北東に進み、佐治川ダム堤体に至り、同堤体から佐治川左岸を北東に進み、市道旅行村線に至り、同市道を南方に進み、市道尾際線に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	〃
新興特定猟具（銃器）使用禁止区域	倉吉市関金町堀地内の市道七石ヶ平線と県営一般農道関金線との交点を起点とし、同所から同農道を北東に進み、市道開拓線に至り、同市道を西方に進み、同市道の終点に至り、同所から北西に170メートル進み、高塚三角点に至り、同所から倉吉市大河内と同市関金町堀との境界を東方に進み、市道森越7号線に至り、同市道を南方に進み、県営一般農道関金線に至り、同農道を南東に進み、市道森越6号線に至り、同市道を南方に進み、長尾溜池の南岸で交差する天神野水路に至り、同水路を西方に進み、市道七石ヶ平線に至り、同市道を西方及び北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	〃
本庄堤特定猟具（銃器）使用禁止区域	岩美郡岩美町大字本庄地内の県道福部岩美線と本庄17号農道との交点を起点とし、同農道を南方に進み、林道向山本線に至り、同林道を200メートル南方に進み、山道に至り、同山道を北方に進み、県道福部岩美線に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	〃
玉津特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市倭文地内の市道倭文横枕線と大井手川左岸との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み、市道倭文1号線に至り、同市道を南西に進み、農道に至り、同農道を南西に進み、防谷堤の堤防の東端に至り、同所から北側と南側の防谷堤と山林との境界を南方及び北方に進み、同堤の堤防の西端に至り、同所から同堤防を東方に進み、農道に至り、同農道を北方に進み、市道玉津倭文1号線に至り、同市道を西方に進み、市道玉津1号線に至り、同市道を西方に進み、農道に至り、同農道を南方に進み、湯谷堤に通じる農道に至り、同農道を南方に進み、湯谷堤の堤防の西端に至り、同所から同堤の周辺を東方、南方、西方及び北方に進み、同堤の堤防の西端に至り、同所から湯谷堤に通じる農道を北方に進み、同農道と農道の交点に至り、同所から農道を55メートル西方に進み、三叉路に至り、同所を北方に進み、市道玉津1号線に至り、同市道を北東に進み、市道倭文横枕線に至り、同市道を北西に進み、代後池の東端に至り、同所から同池の周辺を南西及び北方に進み、同池の北西端に至り、同所から市道倭文横枕線を北西及び北方に進み、県道猪ノ子国安線に至り、同県道を東方に進み、大井手川左岸に至り、同川を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円	〃

	の区域	
宮谷頭堤特定 猟具（銃器） 使用禁止区域	倉吉市国分寺地内の宮谷頭堤の区域	〃
妻木晩田特定 猟具（銃器） 使用禁止区域	米子市淀江町福岡地内の県道淀江琴浦線と県道淀江インター線の交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線に至り、同線を北東に進み、妻木川右岸に至り、同川右岸を南東に進み、大山第1広域農道に至り、同農道を西方に進み、県道淀江琴浦線に至り、同県道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	〃
浅山特定猟具 （銃器）使用 禁止区域	米子市尾高地内の市道尾高石田日下線と精進川左岸の交点を起点とし、同所から同川左岸を東方に進み、米子市と西伯郡大山町の境界へ至り、同境界を南方に進み、米子市尾高と同市日下の境界に至り、同境界を西方に進み、袋川右岸に至り、同川右岸を北西に進み、市道尾高石田日下線に至り、同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	〃
彦名干拓地特定 猟具（銃器）使用禁止 区域	米子市内の彦名干拓地の湖岸線で囲まれた区域（米子水鳥公園区域西端と沖俎岩東端を結ぶ直線と湖岸線との交点を起点とし、同所から同所と同公園区域西端を結ぶ直線を北東に進み、米子水鳥公園区域西端に至り、同所から同公園区域西側境界線を北東に進み、同公園区域北端に至り、同所から同所と米子市彦名町字乗越川三1952の南西端を結ぶ直線を北東に進み、湖岸線との交点に至り、同所から湖岸線を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域を除く。）	〃
中海干拓地特定 猟具（銃器）使用禁止 区域	境港市内の中海干拓地の湖岸線で囲まれた区域	〃
小清水特定猟具 （銃器）使用 禁止区域	倉吉市大谷地内の小清水溜池の湖面	〃
池ノ谷池特定 猟具（銃器） 使用禁止区域	倉吉市三江地内の池ノ谷池の湖面	〃
覚寺特定猟具 （銃器）使用 禁止区域	鳥取市覚寺地内の県道一本松覚寺線と市道覚寺9号線の交点を起点とし、同所から同県道を東に進み、山陰海岸ジオパークトレイルに至り、同トレイルを南東に進み、中国自然歩道の交点に至り、同所から中国自然歩道を南方及び南西に進み、国有林境界に至り、同境界を南西に進み、千代川地域森林計画区鳥取市7林班H準林班と同林班I準林班の境界に至り、同境界を北西に進み、市道覚寺9号線に至り、同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	〃

鳥取県告示第590号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年10月29日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

1 開発許可の年月日及び番号

令和6年8月27日 鳥取県指令第202400127049号

令和6年9月17日 鳥取県指令第202400154805号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字野山西

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市安倍1233

門脇 雅樹、門脇 由有子

鳥取県告示第591号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年10月29日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

1 開発許可の年月日及び番号

令和6年2月15日 鳥取県指令第202300288436号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市高松町字川尻及び字釜池前

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市高松町1384-5

株式会社岡瀧工業 代表取締役 岡瀧 善信

鳥取県告示第592号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年10月29日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

1 開発許可の年月日及び番号

令和6年2月28日 鳥取県指令第202300293574号

令和6年5月29日 鳥取県指令第202400057328号

2 開発区域（第1工区）に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市二階町一丁目117

株式会社ウシオ 代表取締役 福家 成夫

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
八頭郡八頭町船岡字西法寺1710	田	1,510

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となることが事実となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円／年）	補償金の支払の方法
八頭郡八頭町船岡字西法寺1710	令和7年 2月	10年	7,550	農地を利用する権利の始期までに鳥取地方法務局に供託する。

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年11月12日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項